

八戸市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領

（目的）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く。以下同じ。）の指定を適性かつ円滑に行うため、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年省令第19号）、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定要領（平成18年3月3日付け障精発第0303005号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知）及び八戸市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年規則第43号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項をここに定める。

（指定事務等）

第2条 指定・変更の申請については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、細則第29条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成・更生）指定申請書（以下「申請書」という。）に、次の各号に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

なお、申請者が育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請書にその旨を記載することとし、申請のあった自立支援医療についてのみ審査及び指定等の事務を行うものとする。申請の際に、特段の申出がない場合については、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱うこととし、その場合の審査及び指定等の事務については一括して行うものとする。

ア 病院又は診療所の開設者（細則第29号様式（その1））

- (ア) 経歴書（別紙1）
- (イ) 自立支援医療を行うために必要な体制及び設備の概要（別紙2）
- (ロ) 研究内容に関する証明書（別紙1-(1)）
- (エ) 腎臓に関する医療を担当しようとする場合にあつては、人工透析に関する専門研修・臨床実績証明書（別紙1-(2)）
- (オ) 小腸に関する医療を担当しようとする場合にあつては、中心静脈栄養法等に関する臨床実績証明書（別紙1-(3)）
- (カ) 心臓移植後の抗免疫療法に関する医療を担当しようとする場合にあつては、心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙1-(4)）又は心臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙1-(5)）
- (キ) 肝臓移植後の抗免疫療法に関する医療を担当しようとする場合にあつては、肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（主たる医師）（別紙1-(6)）又は肝臓移植術後の抗免疫療法に関する臨床実績証明書（連携機関の医師）（別紙1-(7)）

- (ク) 役員の氏名、生年月日及び住所（別紙6）
 - イ 薬局の開設者（細則第29号様式（その2））
 - (ア) 経歴書（別紙3）
 - (イ) 調剤のために必要な設備及び概要（別紙4）
 - (ウ) 役員の氏名、生年月日及び住所（別紙6）
 - ウ 指定訪問看護事業者等（細則第29号様式（その3））
 - (ア) 訪問看護ステーション等において指定訪問看護若しくは指定老人訪問看護又は指定居宅サービス（介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護に限る。）若しくは指定介護予防サービス（介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護に限る。）に従事する職員の定数（別紙5）
 - (イ) 役員の氏名、生年月日及び住所（別紙6）
- (2) 市長は、前号の規定に基づく申請があったときは、要領第3条に定める審査の基準に基づき審査し、指定を決定する場合にあっては、法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の指定について（別記第1号様式）により、指定しないこととした場合にあっては、法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の指定について（別記第2号様式）により、指定を保留する場合にあっては、法第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の指定（変更）について（別記第3号様式）により速やかに申請者に通知するものとする。
- (3) 指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。
- (4) 指定自立支援医療機関において、担当する医療の種類を変更しようとする者（以下「変更申請者」という。）は、第2条第1項第1号アに定める申請書を市長に提出するものとする。
- (5) 市長は、前号の規定に基づく変更申請があったときは、要領第3条に定める審査の基準に基づき審査し、変更を承認する場合にあっては、指定自立支援医療機関（育成・更生）の担当する医療の種類の変更について（別記第4号様式）により、変更を承認しないこととした場合にあっては、指定自立支援医療機関（育成・更生）の担当する医療の種類の変更について（別記第5号様式）により速やかに変更申請者に通知するものとする。
- 2 変更等の届出については、次の各号に定めるところにより行うものとする。
- (1) 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関の名称及び所在地、指定自立支援医療を主として担当する医師、歯科医師又は薬剤師の変更等があった場合には、法第64条の規定に基づき、細則第29条第2項の指定自立支援医療機関（育成・更生）変更届出書（細則第30号様式）により市長に届け出るものとする。
- なお、市長は、変更届出のあった事項について、所要の確認を行ったうえで、内容に不備がある場合には、法第64条による指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出について（別記第6号様式）により適宜質問や指導を行うものとする。
- (2) 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関の指定を辞退しようとする場合には、細則第29条第3項の指定自立支援医療機関（育成・更生）辞退届出書（細則第31号様式）により市長に申し出るものとする。

(3) 指定自立支援医療機関は、指定自立支援医療機関の休止等をしようとする場合には、指定自立支援医療機関（育成・更生）休止（廃止・再開）届（別記第7号様式）により市長に届け出るものとする。

3 指定の更新申請については、次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 法第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の更新をしようとする者（以下「更新申請者」という。）は、次の各号に定める指定自立支援医療機関（育成・更生）指定更新申請書（別記第8号様式）（以下「更新申請書」という。）を市長に提出するものとする。

ア 病院又は診療所の開設者（別紙第8号様式(その1)）

イ 薬局の開設者（別紙第8号様式(その2)）

ウ 指定訪問看護事業者等（別記第8号様式(その3)）

(2) 市長は、更新申請書の提出があったときは、要領第3条の審査の基準に基づき審査し、更新を決定する場合は、法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新について（別記第9号様式）により、更新しないこととした場合にあつては、法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新について（別記第10号様式）により、更新を保留する場合にあつては、法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新について（別記第11号様式）により速やかに更新申請者に通知するものとする。

（審査（確認）の基準）

第3条 審査（確認）の基準は、次項に掲げる要件を満たしているかどうかを判断するものとする。

2 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療（精神通院医療を除く。以下同じ。）が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院又は診療所にあつては、原則として、現に更生医療の対象となる身体障害者の治療を行っていること。

3 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについても体制が整備されていること。

また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断、治療を行うのに十分な医療スタッフ等体制及び医療機器等設備を有しており、適切な標ぼう科が示されていること。

なお、特に必要とされる設備及び体制は次のとおりとする。

(1) 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

(2) 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実施施設として選定された施設であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、心臓移植後実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (3) じん臓に関する医療を担当する医療機関にあつては、血液浄化療法に関する機器並びに専用のスペースを有していること。
- (4) じん移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、じん移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。
- (5) 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は「特掲診療科の施設基準等」（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあつては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

- (6) 免疫に関する医療を担当する医療機関にあつては、各診療科医師の連携により総合的なH I V感染に関する診療の実施が図れる設備及び体制であること。
- (7) 薬局にあつては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な調剤実務経験を有していること。また、通路、待合室など、身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。

なお、新規開局する保険薬局にあつては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など身体障害者に配慮した設備構造等が確保されていること。

- (8) 指定に係る訪問看護ステーション等にあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあつては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために、必要な職員を配置していること。

4 病院・診療所にあつては、自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていることとする。

- (1) 当該医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。

但し、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあつては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

- (2) それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後から通算して5年以上あること。

適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）及び医師法第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院並びにそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、

規則等に基づく教育病院、教育関連病院等をさすものであること。

- (3) 中枢神経、心臓移植、じん臓、じん移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあつては、(1)及び(2)に掲げる要件のほか、次の事項についても審査し、要件とすること。

ア 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、自立支援医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

イ 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審査会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。

なお、心臓移植後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

ウ じん臓に関する医療血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

エ じん移植に関する医療じん（死体じん）移植に関する臨床実績が3例以上であること。

オ 小腸に関する医療中心静脈栄養法について20症例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

カ 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。

なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

キ 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

(その他)

第4条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

附 則

この要領は、平成29年1月1日から実施する。